

国 技 建 管 第 9 号
令 和 6 年 3 月 6 日

各地方整備局
 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局
 事業振興部 技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局
 開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上については、「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 3 年 2 月 19 日付国技建管第 9 号）により、補正係数を設定しているところである。

「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付国会公契第 30 号、国官技第 374 号）及び「週休 2 日交替制適用工事の試行について」（令和 6 年 3 月 6 日付国会公契第 31 号、国官技第 375 号）が通知され、また、週休 2 日交替制適用工事における補正係数を設定したことから、市場単価方式による積算にあたっての補正方法を下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 積算方法

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

2. 適用

(1) 本通知は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

また、既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

(2) 「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 3 年 2 月 19 日付国技建管第 9 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01